

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2013.5.22



Triple premium fund

グローバル・リート・ トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型) (愛称:トリプル・プレミアム)

追加型投信 / 内外 / その他資産(不動産投信・為替・オプション)

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

〈委託会社〉(ファンドの運用の指図等を行います。)

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第311号

〈受託会社〉(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

三井住友信託銀行株式会社

〈照会先〉

SBIアセットマネジメント株式会社

● ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

● 電話番号 03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）（愛称:トリプル・プレミアム）」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年5月22日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、表紙に記載の委託会社の照会先にて確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）によって受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉) 補足区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (不動産投信・ 為替・オプション)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (不動産投信・ 為替・オプション)))	年 12 回	グローバル (日本含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
 設立年月日:昭和61年8月29日
 資本金:4億20万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:826億10百万円
 ※平成25年3月末現在

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

主として、外国投資信託証券「CS グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド」（以下、「CSファンド」という場合があります。）への投資を通じて、日本を含む世界のリート（グローバル・リート）^{※1}へ実質的に投資することで、相対的に高い配当利回りの獲得と信託財産の成長を図ることをめざします。

※1 グローバル・リートとは、米国リートETF、米国外リートETFを合わせた総称です。

2

CSファンドでは、グローバル・リートETF^{※2}への投資に加え、「グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略」を活用し、グローバル・リートへの投資を上回るインカム収入の獲得をめざします。

※2 詳細については後述P8.「組入れ投資信託証券の概要※1,2」をご覧ください。

グローバル・リートETFからの配当に加えて、『グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略』が採用する次の3つの戦略によりプレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略①

グローバル・リート・カバードコール戦略

グローバル・リートETFにかかるコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、リートのオプション・プレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略②

通貨・カバードコール戦略

原則として毎月、選択通貨ユニバースの中から選択される通貨（以下、選択通貨といいます。）（対円）のコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、通貨のオプションプレミアム収入の獲得をめざします。

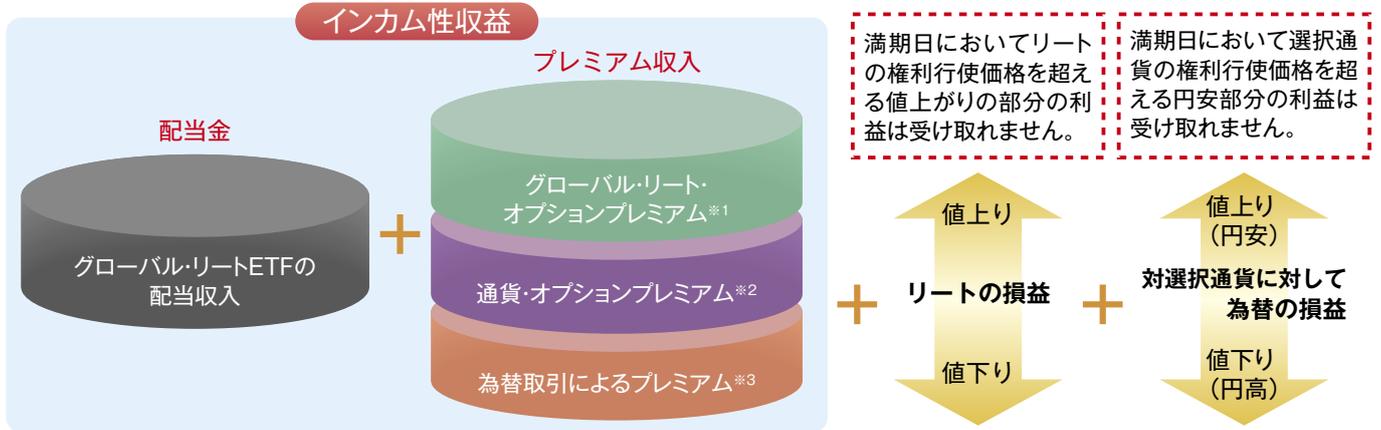
プレミアム戦略③

為替取引・プレミアム戦略

米ドル売り／選択通貨買いの為替予約取引により、選択通貨と米ドルとの金利差の獲得をめざします。

CSファンドの損益イメージ

本ファンドが高位に組入れるCSファンドのグローバル・リートETFの配当及び3つのプレミアム戦略（グローバル・リート・カバードコール戦略、通貨・カバードコール戦略、為替取引・プレミアム戦略）から生じる損益を説明しています。



市況動向によっては上記のような運用ができないことがあります。

- ※1 グローバル・リートETFを対象としたコールオプションの売却によるプレミアム収入です。米国リートETF、米国外リートETFを原資産とする満期1ヶ月のコールオプション。原則としてカバー率^{※4}100%、行使価格の上限を105%、下限を100%としています。
- ※2 通貨を対象としたコールオプションの売却によるプレミアム収入です。選択通貨（対円）を原資産とする満期1ヶ月のコールオプション。原則としてカバー率100%、行使価格の上限は105%、下限は100%としています。
- ※3 米ドルとの金利差に着目し、毎月選択される通貨と米ドルとの金利差の獲得をめざします。直物為替先渡取引（NDF）を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- ※4 カバー率とは保有資産に対するオプションのポジションの割合のことを指します。

満期日における各プレミアム戦略の効果

	ケース	投資対象資産の 価格の騰落	戦略による損益イメージ		効果
			プラス	マイナス	
グローバル・リート・カバードコール戦略	リート価格が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。	リーートの価格の上昇	オプションのプレミアム収入	—	リーートの価格の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れる。
	リート価格が下落した場合。	リーートの価格の下落	オプションのプレミアム収入	—	リーートの価格の下落で損失が発生するが、オプションプレミアム収入が受け取れる。
	リーートの価格が大きく上昇（権利行使価格を上回る上昇）をした場合。	リーートの価格の上昇	オプションのプレミアム収入	オプションにおける支払い（リーートの価格が権利行使価格を超える部分）	オプションプレミアム収入が受け取れる。権利行使価格までのリーートの価格の上昇で利益が発生するが、権利行使価格を超える部分の利益は受け取れない。
通貨・カバードコール戦略	選択通貨（対円）が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。	選択通貨（対円）の上昇	オプションのプレミアム収入	—	選択通貨（対円）の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れる。
	選択通貨（対円）が下落した場合。	選択通貨（対円）の下落	オプションのプレミアム収入	—	選択通貨（対円）の下落で損失が発生するが、オプションプレミアム収入が受け取れる。
	選択通貨（対円）が大きく上昇（権利行使価格を上回る上昇）をした場合。	選択通貨（対円）の上昇	オプションのプレミアム収入	オプションにおける支払い（当初選択通貨水準が権利行使価格を超えて円安になった部分）	オプションプレミアム収入が受け取れる。権利行使価格までの選択通貨（対円）の上昇で利益が発生するが、権利行使価格を超えて円安になった部分の利益は受け取れない。
為替取引・プレミアム戦略	取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	選択通貨と米ドルの金利差分プラス	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	—	選択通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、プレミアム（金利差相当分の収益）が受け取れる。
	取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	選択通貨と米ドルの金利差分マイナス	—	コスト（金利差相当分の費用）の発生	選択通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、コスト（金利差相当分の費用）が生じる。

上記は各プレミアム戦略のすべてについて網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。上記はファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

「グローバル・リート・カバードコール戦略」、 「通貨・カバードコール戦略」で活用する「カバードコール戦略」とは

「カバードコール戦略」とは、ある特定の資産への投資に加え、当該資産を対象とするコールオプションを売る戦略です。この戦略により、当該資産の値上がり益等とともに、プレミアム（権利料）収入の獲得が期待されます。ただし、オプション取引の満期時（権利行使日）における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益（権利行使価格を超えて値上がりした分）を放棄することになります。

- ・原則として、権利行使が満期日のみに限定されている売りの権利（オプション）を利用することを基本とします。

一般的なコールオプションとは

コールオプションとは、リート等ある特定の資産（原資産）を将来のある期日（権利行使期間満了日※）に、あらかじめ決められた特定の価格（権利行使価格）で買う権利のことです。コールオプションの買い手は、オプション買い付けの対価として、コールオプションの売り手にプレミアム（権利料）を支払います。

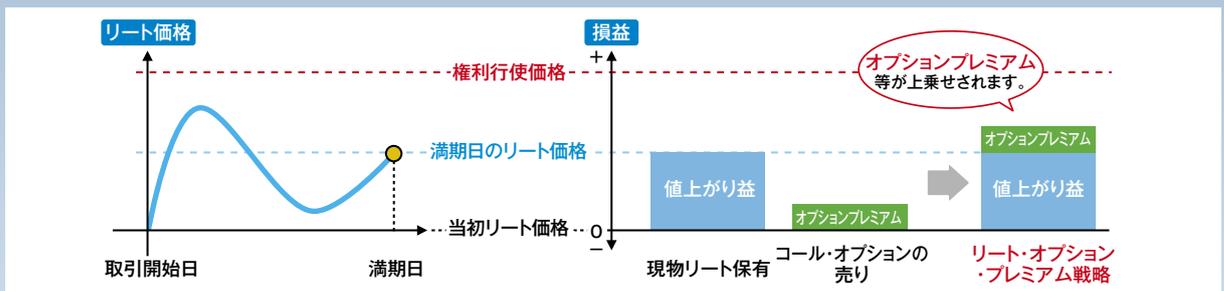
コールオプションの買い手は、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇した場合、権利を行使すれば、当該資産を権利行使価格で手に入れることができ、権利行使価格と当該資産の市場価格の差が収益となります。一方、コールオプションの売り手は、この場合、権利行使価格で買い手に当該資産を受渡す等の決済を行うために、権利行使価格と当該資産の市場価格との差が損失となります（コールオプション売却に伴うプレミアム収入を除く）。逆に、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇しなかった場合は、コールオプションの権利は行使されず、決済も行われなため、コールオプションの売り手にとって、コールオプション売却に伴うプレミアム収入が収益となります。

※オプションには、満期日（権利行使日）に限り権利行使が可能なものと、満期日（権利行使日）までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

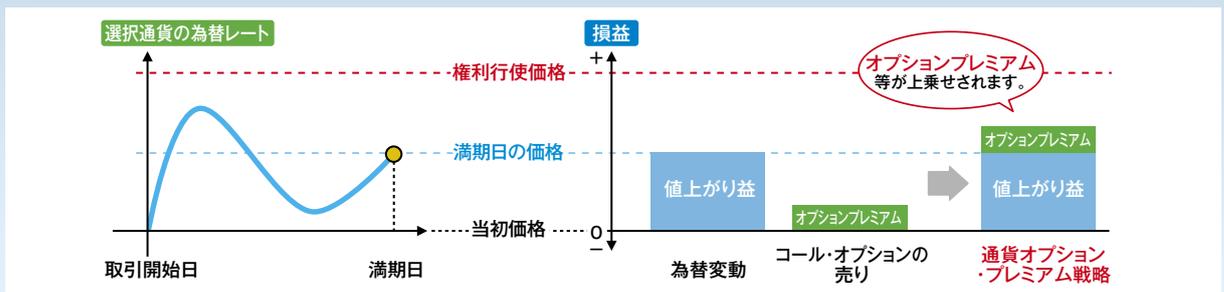
カバードコール戦略の満期日における損益のイメージ

対象となるリート、選択通貨（対円）にかかるコールオプションの売りを行うことでリートや為替が下落した場合や上昇しても権利行使価格まで達しなかった場合において、オプション・プレミアムが得られることにより損失の軽減や利益の上乗せが期待できます。

リート価格が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。



選択通貨（対円）が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。



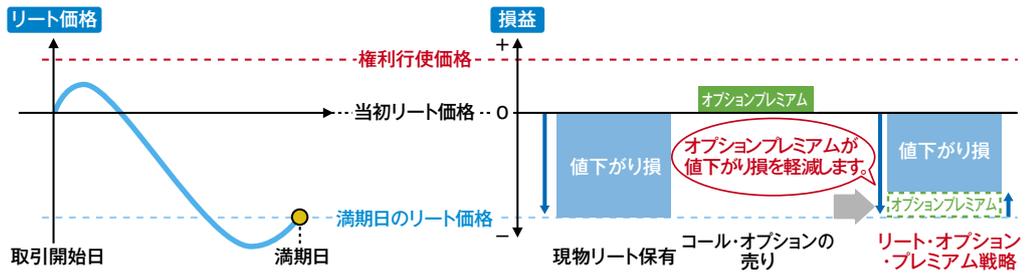
ケース①戦略効果あり

上記イメージはカバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。

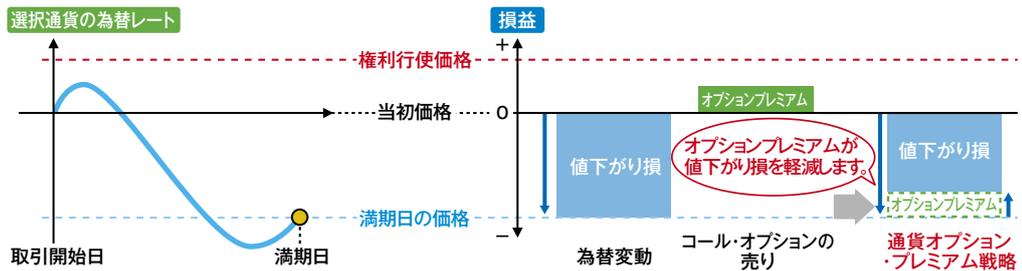
上記イメージはファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

ケース② 戦略効果あり

リート価格が下落した場合。

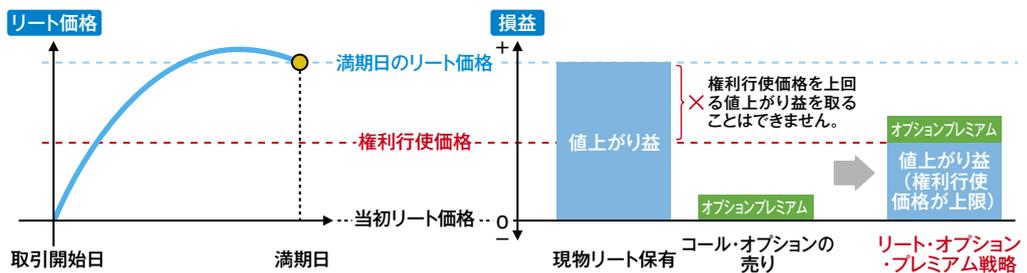


選択通貨(対円)が下落した場合。

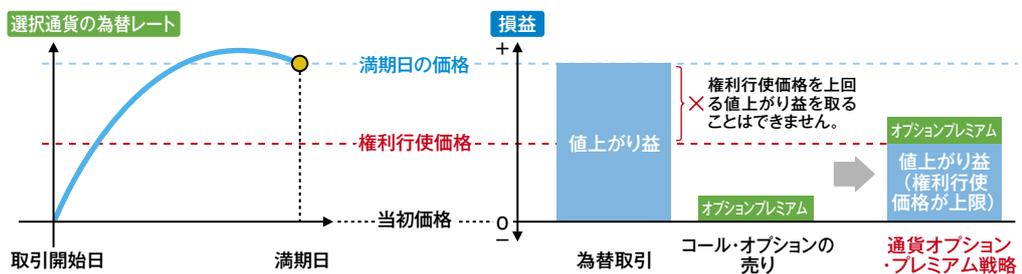


ケース③ 戦略効果なし

リーートの価格が大きく上昇(権利行使価格を上回る上昇)をした場合。



選択通貨(対円)が大きく上昇(権利行使価格を上回る上昇)をした場合。



上記イメージはカバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。
 上記イメージはファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

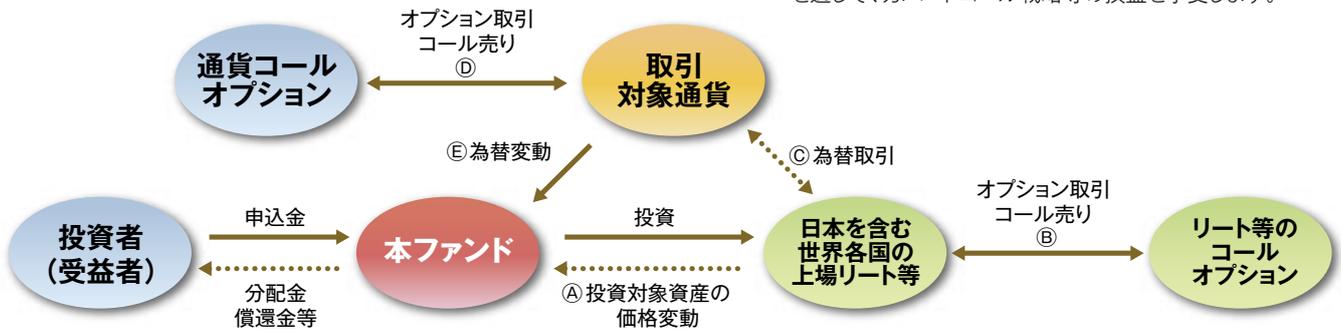
ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

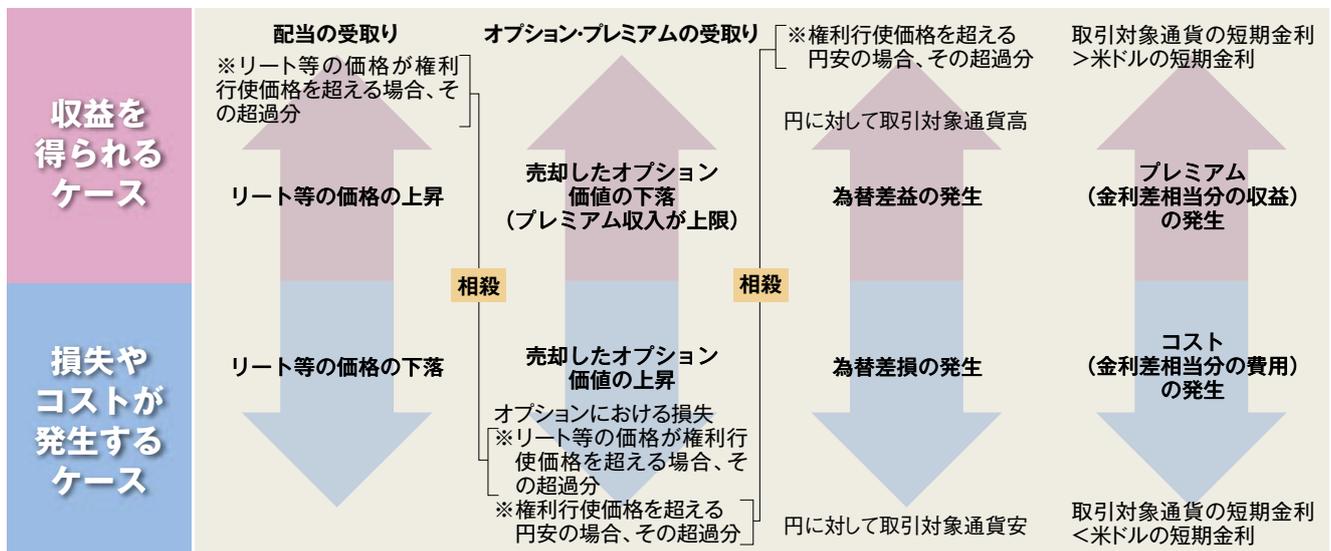
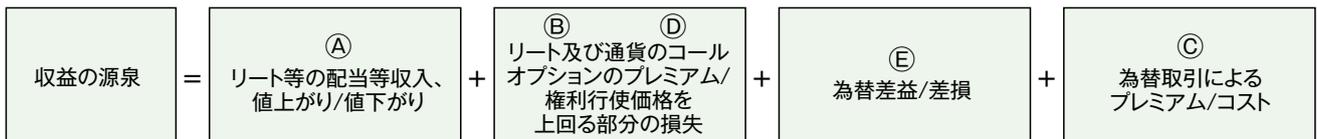


※本ファンドが投資対象とする外国籍投資信託は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、カバードコール戦略等の損益を享受します。

本ファンドの収益のイメージ図



本ファンドの収益源としては、以下の4つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



追加的記載事項

組入れ投資信託証券の概要

名 称	CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
形 態	ケイマン諸島籍外国投資信託受益証券/円建て
運 用 目 的	主として担保付スワップ取引を対象とし、実質的に、iシェアーズ®ダウ・ジョーンズ 米国不動産インデックスファンド(以下、米国リートETFといたします) ^{※1} 、SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステートETF ^{※2} (以下、米国外リートETFといたします)と米国リートETF、並びに米国外リートETFを対象としたオプション取引に加え、米ドル売り選択通貨買いの為替予約取引、並びに円に対する当該選択通貨のコール・オプション(通貨オプション)を売却した投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
管 理 報 酬 等	純資産総額の年0.64%程度(うち、担保付スワップに係る費用年率0.44%、投資助言会社の報酬年率0.20%) 上記の他、信託財産にかかる租税、信託の事務の処理に関する費用、及び信託財産の監査に要する費用などを負担します。)
決 算 日	毎年5月末日
管 理 会 社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
投 資 助 言 会 社	ミレニアム・グローバル・インベストメンツ・リミテッド
備 考	担保付スワップ取引の相手方は、日々の株式オプションの評価、通貨オプションの評価、為替予約取引の評価及び担保付スワップ取引の評価も行っており、当該評価に基づいて当外国投資信託証券の純資産価額は計算されます。担保付スワップの取引の評価には、株式や通貨予約取引等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

※1 iシェアーズ・ダウ・ジョーンズ 米国不動産インデックス・ファンドは、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料及び経費控除前)をあげることを目標としたETF(上場投信)です。iシェアーズ・ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンドは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

*ダウ・ジョーンズ(Dow Jones)は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、iシェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行っているものではありません。同社はまた、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。

※2 SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステートETFは、ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数の価格と利回りに、経費控除前で、連動する投資成果を上げることを目標とします。売買回転率の抑制、トラッキングエラーの最小化、コストの低減を追求する運用手法をとります。ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数は、米国外で上場する不動産関連証券の動きをカバーする浮動株調整済み時価総額指数です。

クレディ・スイスの概要

クレディ・スイス・グループ

スイスのチューリッヒを本拠地として、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメント事業をグローバルに展開しています。

クレディ・スイス・インターナショナル

1990年英国 ロンドンに設立され、金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を主に行っています。

ファンド名	FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)
運用方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信託期間	原則として無期限(設定日:2010年6月14日)
決算日	毎年9月25日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対し年0.1365%(税抜0.13%)
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

原則、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

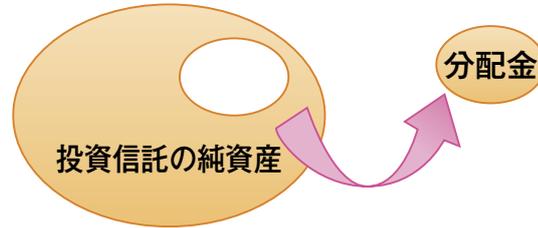


- 上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。
- 第1期決算日は平成25年7月17日(水)です。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

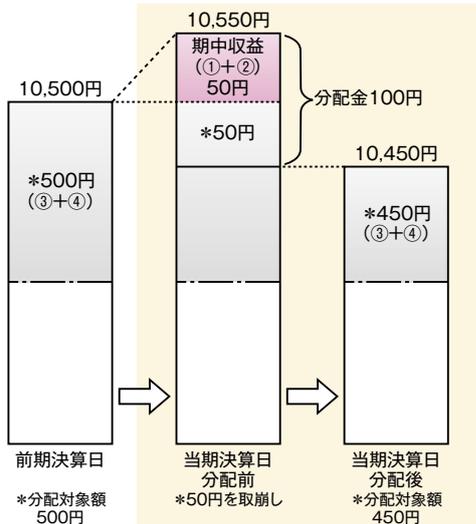
投資信託で分配金が支払われるイメージ



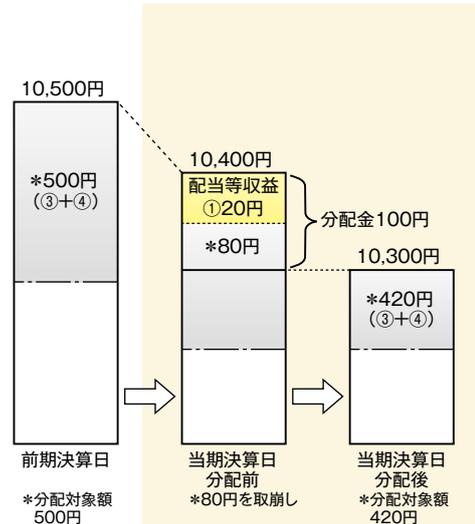
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



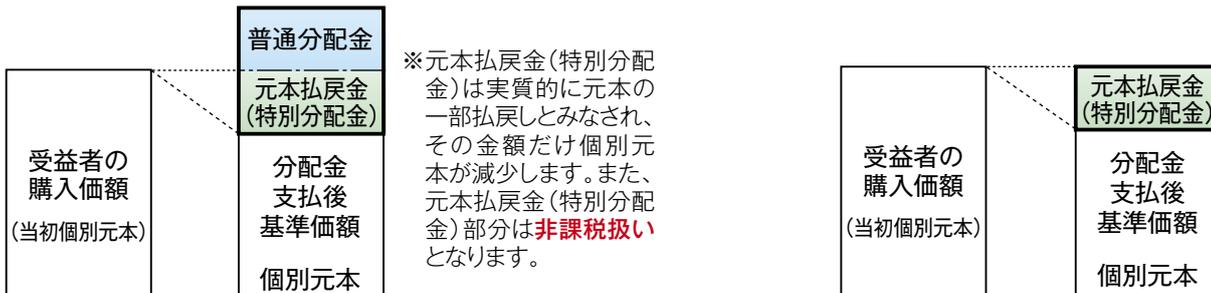
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述P15.「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様^に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額^の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

<p>価格変動リスク</p>	<p>本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的にETF等値動きのある有価証券等に投資をします。実質的な投資対象となるETFの価格は、組入れリート発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響され、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収出来なくなることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。</p>
<p>カバードコール戦略に伴うリスク</p>	<p>本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・リートETFへの投資とそれぞれのETFを参照するコール・オプションの売りを組み合わせるグローバル・リート・カバードコール戦略では、各リートETFの価格が上昇した場合でも、それぞれのコール・オプションの権利行使価格以上の値上り益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受取ることができないものの、グローバル・リートETFに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。 ・選択通貨への投資と円に対する選択通貨のコール・オプションの売りを組み合わせる通貨・カバードコール戦略では、選択通貨が円に対して上昇した場合でも、コール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受け取ることができないものの、選択通貨に投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。 ・コール・オプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率（ボラティリティ）、権利行使価格までの期間、金利水準、配当（分配）水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプション・プレミアムの水準が確保できない可能性があります。 ・売却したコール・オプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価額が下落することがあります。 ・各カバードコール戦略の投資成果は、オプション取引の権利行使日の価格によって決定されるものであり、権利行使価格までの間に価格が権利行使価格を超えたとしても、その後下落すれば権利行使価格までの値上がり益を享受できない場合があります。 ・各カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。
<p>スワップ取引に関するリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、グローバルリートETFと為替のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約ですので、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおりの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。 ・投資対象とする外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が現実^に取引するグローバルリートETFやオプション取引については何らの権利も有していません。 ・投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受取ること^でスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することは出来ず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

為替リスク	本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。従って、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、為替取引・プレミアム戦略において、選択通貨金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなります。なお、直物為替先渡取引（NDF）を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この場合、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
カントリーリスク	実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制や税制が変更されたり、新たな税制が適用される場合があります。さらに、外国政府の資産の没収、国有化、差し押さえなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。
流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングしています。

運用実績

グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型) (愛称:トリプル・プレミアム)

◆本ファンドは、平成25年6月28日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移・分配の推移

<基準価額と純資産総額の推移>

該当事項はありません。

<分配の推移>

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、本ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口あたり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	日本、ニューヨークの証券取引所及び銀行の休業日。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間:平成25年6月7日(金)～平成25年6月27日(木) 継続申込期間:平成25年6月28日(金)～平成26年9月17日(水) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成30年6月18日(月)(設定日:平成25年6月28日)信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が償還となる場合、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時及び償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に 3.15% (税込) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.5% を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	<p>ファンドの日々の純資産総額に年1.197% (税抜:年1.14%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>							
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)	年1.197% (税抜:年1.14%)						
	内訳	<table border="1"> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年0.5775% (税抜:年0.55%)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.5775% (税抜:年0.55%)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.042% (税抜:年0.04%)</td> </tr> </table>	(委託会社)	年0.5775% (税抜:年0.55%)	(販売会社)	年0.5775% (税抜:年0.55%)	(受託会社)	年0.042% (税抜:年0.04%)
	(委託会社)	年0.5775% (税抜:年0.55%)						
	(販売会社)	年0.5775% (税抜:年0.55%)						
(受託会社)	年0.042% (税抜:年0.04%)							
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等 ^{※1}	年0.64%							
実質的な負担 ^{※2}	年1.837% (税込)							
	<p>※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.64%)を表示しております。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬になります。</p>							
その他の費用 及び手数料	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>							

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10.147%
換金(解約)時 及び 償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147%

※復興特別所得税を含みます。

※上記は、平成25年3月末日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。